

(規 86～87)

改札、通則

営 業 規 則

第 6 章 乗車券の改札及び引渡し

第 1 節 通則

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第 86 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して入鋏をうけ、途中下車をする場合はこれに途中下車印の押なつを受け、また乗継をする場合にこれを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引渡すものとする。ただし旅客が下車する駅が駅員無配置駅については当該列車の車掌又は運転士に引渡すものとする。

(乗車券の引渡し)

第 87 条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡すものとします。